

Ⅲ. まとめと考察

まとめと考察

東京パラリンピック開催まで残すところ 2 年余りとなった。2013 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定以降、わが国の障害者のスポーツ環境は大きな変革の最中と言えるだろう。2017 年 3 月にスポーツ庁が策定した第 2 期スポーツ基本計画の施行から 1 年が経過した。計画に明記された「スポーツを通じた共生社会等の実現」に向けて掲げられた目標を確認する意味では、初めての調査結果となる。本報告書は、地域における障害者スポーツの普及の観点から、マクロな視点(障害児・者のスポーツライフに関する調査)とミクロな視点(障害のある人とない人が一緒に行うスポーツ大会に関する調査)で取りまとめた。

1. 障害児・者のスポーツ実施の現状

本調査は、平成 25 年度、平成 27 年度に続き、3 回目の障害当事者を対象としたアンケート調査となる。7 歳以上の障害児・者の運動・スポーツの実施状況やニーズ等を明らかにし、経年分析を行った。平成 27 年度調査との相違点として、調査対象となる回答者本人及び同居する家族内の障害児・者を含めた障害児・者の総数が、平成 27 年度調査では 6,449 人、本調査では 8,094 人と 1,500 人以上増加した。

成人のスポーツ実施率は引き続き上昇傾向

障害のある成人の週 1 日以上運動・スポーツ実施率をみると、平成 25 年度調査が 18.2%、平成 27 年度調査が 19.2%、本調査が 20.8%と微増している。これまでに文部科学省・スポーツ庁が行ってきた「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究」(平成 24 年度)、「地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究」(平成 27～29 年度)「特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動実践事業」(平成 28 年度～)などの実践事業のなかで、地域での障害児・者の運動・スポーツの活動の場が少しずつ整えられてきたこと、特別支援学校におけるスポーツ活動等推進のための基盤が整備されてきたことなどが後押しの要因になったと言えよう。第 2 期スポーツ基本計画では、障害のある成人の週 1 日以上スポーツ実施率を 40%程度とすることを目指している。図表 1-45 で示されたが、スポーツ実施の障壁として挙げられている「スポーツ・レクリエーションをできる場所がない」「障害に適したスポーツ・レクリエーションがない」「やりたいと思うスポーツ・レクリエーションがない」が徐々に改善してきていることから、引き続き、スポーツ実施の障壁改善に向けた施策に期待したい。

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2018)によると、成人の過去 1 年間の運動・スポーツ実施率は、週 1 日以上が 51.5%、週 3 日以上が 26.0%である。本調査では、障害のある成人の運動・スポーツ実施率は、週 1 日以上が 20.8%、週 3 日以上が 9.8%となっており、障害者の定期的スポーツ実施率が健常者の半分以下である点は前回調査と同様の結果となった。性別で見ると、総じて、男性に比べて女性の実施率が低かった。余暇時間や趣味としてのスポーツが、女性にとっては優先順位が必ずしも上位ではないということが推測される。

成人が過去 1 年間に実施した種目をみると、どの障害でも、散歩(ぶらぶら歩き)、ウォーキング、体操(軽い体操・ラジオ体操など)の実施率が高く、一般成人を対象とした笹川スポーツ財団の全国調査「スポーツライフに関する調査」(2016)と同様の結果であった。場所を選ばず、個人で手軽に行える運動の人気は、障害の有無を問わず、ここ数年共通した傾向である。また、年代を問わず、多くの障害種で水泳が人気種目であることも変わらない傾向である。水泳が上位に挙がってくる要因として、民間スイミングクラブに障害児・者を受け入れる体制が整っていることがある。一般社団法人日本スイミングクラブ協会のホームページでは、加盟クラブの対象カテゴリーが公表されているが、そのなかで障害児・者向け教室の開催有無が分かるように、カテゴリーに「S:障害者(身体・知的の区別なし) S1:身体障害者 S2:知的障害者」が明記されていることも、障害当事者やその保護者の立場からすると、安心して入会することにつながっていると考えられる。また、水泳は、浮力により身体的負担が減少し、リハビリテーション効果が期待できることも好まれる理由の一つである。

若年層のスポーツ実施率が若干低下

他方、若年層(7~19 歳)の週 1 日以上(週 1 日以上)の運動・スポーツ実施率は 29.6%であり、平成 25 年度調査の 30.7%、平成 27 年度調査の 31.5%と比較してわずかながら低下している。障害種別にみると、車椅子を利用する肢体不自由児(7~19 歳)において、週 1 日以上(週 1 日以上)のスポーツ実施率が平成 27 年度調査では 10.2%であったが、本調査では 19.4%と増加した。一方で、車椅子を利用しない肢体不自由児(7~19 歳)の週 1 日以上(週 1 日以上)のスポーツ実施率は 20.4%(平成 27 年度調査)から 16.3%(本調査)と減少傾向を示した。視覚障害児(7~19 歳)の週 1 日以上(週 1 日以上)のスポーツ実施率は、平成 27 年度調査では 42.8%であったものが、本調査では 23.5%と減少した。回答者数が少ないため、この調査結果のみからの原因分析は容易ではないが、今後も経年推移を見たいうでの分析課題としたい。また、若年層のスポーツ非実施率が、38.6%(平成 25 年度調査)、41.9%(平成 27 年度調査)、43.8%(本調査)と上昇傾向を示している。第 2 期スポーツ基本計画では、障害のある若年層の週 1 日以上(週 1 日以上)のスポーツ実施率を 50%程度とすることを目指しているが、この目標の達成に向けて、スポーツを実施しない若年層への対策が重要となる。

スポーツ・レクリエーションを実施する目的

スポーツ・レクリエーションを実施する目的は「健康の維持・増進のため」が最も多く、一般を対象としたこれまでの調査と同様の結果であった。障害種別に経年的な推移をみると、平成 25 年度調査と比べて本調査で 10 ポイント以上の増加傾向を示したのは、肢体不自由(車椅子必要)と知的障害の「気分転換・ストレス解消のため」、聴覚障害と知的障害の「健康の維持・増進のため」であった。逆に 10 ポイント以上の減少傾向を示したのは聴覚障害の「気分転換・ストレス解消のため」であった。回答者数が少ないこともあるだろうが、引き続き、経年的推移を見守る必要がある。

スポーツ・レクリエーションを行う施設

スポーツ・レクリエーションを行っている施設は、障害種別にかかわらず、公共スポーツ施設の体育館／グラウンド／プール(屋内)の利用が多かった。障害種別にみると、発達障害では公立小中学校の体育館／グラウンド、知的障害では特別支援学校の体育館／グラウンドが多かった。こうした傾向から、一般校の普通学級、または特別支援学級に在籍する発達障害児の利用、特別支援学校に在籍する知的障害児の利用が多いことが示唆される。また、「その他」の回答で多かったのは、障害児・者の日常生活の拠点となっている通所介護施設、通所リハビリテーション施設、病院、自宅などであった。これは、障害者の多くが、スポーツ施設以外の様々な場所で運動やスポーツを行っていることを示している。また、ほとんどの障害種では約半数が「その他」の施設を利用していたが、「肢体不自由(車椅子必要)」の利用は 19.3%と他の障害種より低かった。車椅子利用者のアクセシビリティにまだ課題があることが示唆されるが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、施設等(旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等)の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成 32 年度末までの整備目標を定めており、今後の改善に期待したい。

学齢期以降の成人障害者のスポーツ環境

現在のスポーツ・レクリエーションの取組について年齢別にみると、「19 歳以下」では「スポーツ・レクリエーションを行っており、満足している」(20.6%)が全体(14.9%)と比べて多く、「特にスポーツ・レクリエーションに関心はない」(38.2%)は全体(51.5%)と比較して少なかった(図表 1-44)。7～19 歳の週 1 日以上スポーツ実施率は約 3 割で、学齢期を終えた成人(約 2 割)と比べると多かった。一般校、特別支援学校を含めて、学齢期の障害児に対しては、スポーツ機会提供の大きな役割を担っているのが学校と言えるだろう。学校卒業後も、障害者が継続的にスポーツに参加できる地域スポーツの推進体制づくりに、行政、スポーツ関連団体、障害福祉関係団体などが連携しながら、継続的に取り組む必要がある。

障害者のスポーツ実施も二極化の恐れ

成人の障害者の週 1 日以上スポーツ実施率が上昇傾向にあることは前述したが、スポーツを実施していない割合は、過去の調査から変わらず約 6 割となっている。スポーツの実施／非実施におけるスポーツへの関心についてみると、「特にスポーツ・レクリエーションに関心はない」無関心層は、スポーツ実施者では 23.1%であったの対し、スポーツ非実施者は 73.1%(平成 25 年度調査)、77.0%(平成 27 年度調査)、81.7%(本調査)と増加傾向を示した。笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」(2016)でも明らかになっているが、障害者においてもスポーツを「する人」と「しない人」の二極化の可能性が示唆された。継続的にデータを蓄積していくなかで傾向が明らかになると考えられるため、今後の調査結果の推移を見守る必要がある。

2. 障害のある人とない人が一緒に行うスポーツ大会

国や地方自治体では、障害者スポーツの普及啓発や人材育成、障害者アスリートの発掘・育成など、次々に事業を立ち上げて実施している。2020年東京パラリンピック開催までは、この“追い風”の状況は維持されることが想定されるが、本調査では、そのようなスポーツ大会のなかで、障害のある人とない人が一緒に参加できる事例に焦点を当て、大会の開催状況と運営体制の実態を明らかにした。開催方法は多様であり、一概にベストプラクティスを掲示することは容易ではないが、障害のある人とない人が一緒に参加する形態を以下3つに大別し、特に③障害者のスポーツ大会に障害のない人が参加するケースの大会に注目した。

- ①一般のスポーツ大会に特別な配慮なしに障害のある人が参加
- ②一般のスポーツ大会に障害者部門を設置
- ③障害者のスポーツ大会に障害のない人が参加

障害種、障害の程度などによっては、一緒にスポーツを行うことが難しく、特に重度障害や重複障害がある人と障害のない人が、どの競技種目でも一緒に行うというのは現実的ではない。そうしたなか、競技レベルに応じたクラス分けや参加者のカテゴリー属性に応じた配慮などにより、一緒にスポーツをすることができる競技種目があることが確認できた。前述の「障害児・者のスポーツライフに関する調査」でも明らかとなったが、障害者のおよそ2人に1人がスポーツに関心がないなかで、障害のある人が当たり前に参加し、気軽にスポーツに取り組むきっかけとしての大会が、今後増えていくことを期待して事例をまとめた。

地域では障害種別での大会参加者が決して多いとは言えず、対戦相手の組合せが数年経つと同じ組み合わせになることが珍しくない。スポーツを楽しむためには、必ずしも障害種が同じである必要はないという障害当事者の声を受け、障害のない人を加えてのクラス分けや、大会規則に申し送り事項として障害者への配慮内容を明記するなどの工夫をして、障害の有無にかかわらず大会を運営する事例が増えている。少子高齢化・人口減少の課題と直面しているわが国の社会情勢を鑑みると、今後、増えていく可能性を秘めている大会の運営方式と言えるだろう。

事例調査では紹介しきれなかったが、神戸市水泳協会が主催する「神戸市民水泳大会」は、フェスピック大会(アジアパラ競技大会の前身の大会)が1989年に神戸で開催されることが決まると、障害者アスリートの選手強化の一環として障害者が参加するようになった。フェスピック神戸大会終了後も、大会には障害者が当たり前に参加するようになった。現在では一般市民の水泳大会として初となる国際パラリンピック委員会公認大会として開催されている。また、一般社団法人日本パラバレーボール協会が主催する「シッティングバレーボール全国親善交流大会 in 白馬」は、すでに20回の大会開催となったが、健常者チーム、障害者チーム、健常者と障害者の混合チームが出場可能で、選手登録に関して障害の有無や健常者の人数に規制は設けず、障害のない人がより参加しやすい大会として継続されている。

3. 障害者へのスポーツ指導ができる人材の育成

現在、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、JPSA）公認の障がい者スポーツ指導員は、24,707人（平成30年2月28日現在）である。内閣府「障害者白書」（2017）では、わが国の身体障害児・者は約392万2,000人、知的障害児・者は約74万1,000人、精神障害児・者は約392万4,000人で、合計すると約860万人とされており、障害児・者からスポーツをしたいとの要望が出た際に、十分に対応できる体制とマンパワーが整備されているとは言い難い。単に障がい者スポーツ指導員を増やすだけでなく、指導の質の観点からは、すでにスポーツ指導の現場を持っている指導者、医療福祉の現場で障害者と関わっている医療福祉関係者、教育現場で障害児を日常的に指導している教員に、障害者スポーツに触れる機会を今以上に増やしていくことが重要になってくると考えられる。既存の保有資格や経験を最大限に考慮しつつ、それらを補完する形の全国共通プログラムが準備されるのが望ましい。学習方法は、遠隔地でも受講できるオンライン受講も可能として、障害者スポーツの理念と指導法の基礎について約半日掛けて学ぶことで、地域で障害者自身がスポーツに接する可能性、指導者が障害者スポーツを知っている人に出会える可能性を拓けることにも繋がるはずである。JPSAには、都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会と連携して、全国共通プログラムの作成と提供を期待したい。例えば、実際に現場で指導しているスポーツ指導者が資格更新のために受講する義務研修として導入すること、障害福祉の職能団体が開催するポイント認定講習会・研修会の対象講習会として認定してもらうなど、障害者スポーツを選択肢の一つとして認識してもらうことが、地域で障害者のスポーツ環境を整備するための第一歩となるであろう。JPSAが中心となり、スポーツ関連団体、障害福祉の職能団体との年次会合を持つなかで、全国共通プログラムの実現性についての議論が進むことを期待したい。

また、日本体育学会アダプテッド・スポーツ領域のシンポジウムでは、喫緊の課題として教員養成課程における障害者スポーツ関連科目の必修化が挙げられている。他方、藤田らの「保健体育教員免許の取得可能な大学における障がい者スポーツ関連科目の実施状況に関する研究」（2014）によると、国公立大学で障害者スポーツに関する授業を開講している学校は約4分の1であった。障害者スポーツの体験やルール理解も大切であるが、教員養成課程における障害者スポーツ関連科目の主な目的は、障害者がスポーツをする際の障壁が何かを把握し、障害の種類や程度が個別に異なる児童生徒の心身の健康や安全上の問題となる多様な事態を想定し、的確に対応できる実践力を身に付けることである。スポーツを通じて、障害理解に努め、それを児童生徒との関わりの全てに活かしていくことが、障害者スポーツを学び、これに取り組むことの意義と言えるだろう。

4. 既存事業・体制の活用

地域の障害者がスポーツをする際には、気軽に楽しく、当たり前に行えることが重要となる。会場までの移動、医療相談、導入支援など、個々人でスポーツへの障壁は異なるが、地域での関わりのなかで、既存の社会資源を活用して当たり前に行き始める『場』づくりが進むことを期

待したい。前述の「障害児・者のスポーツライフに関する調査」において、スポーツ・レクリエーションを実施する場所として、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、病院、自宅が多いことが明らかになったが、児童発達支援センターや児童発達事業所、放課後等デイサービス施設、デイサービス(通所介護)施設、デイケア(通所リハビリテーション)施設などを会場として、地域の障害者スポーツ協会と協働して身体を動かすプログラムを開発・提供、さらには自治体で導入している健康マイレージ制度や貯筋運動プロジェクト等と連動して、楽しく身体を動かす仕組みづくりを提案したい。既存事業・体制の活用、地域の福祉団体・組織とスポーツ団体・組織をつなぐ役割を担うのは、すでに地域の障害者スポーツ関連のネットワークを保有しており、障害者スポーツの専門知識を有する関係者を統轄できる立場の障害者スポーツ協会であることが望ましい。日本障がい者スポーツ協会・笹川スポーツ財団「都道府県・政令指定都市障がい者スポーツ協会実態調査」(2017)によると、地域のキーパーソンとして期待されている協会職員が、専任職員として業務に携われる協会は約4割であった。6割の協会は、兼務職員のため業務時間や業務範囲に制限があり、新たな事業への展開が難しい現状が判明している。既存の社会資源を活用して、障害者が当たり前でスポーツできる『場』づくりの実現に向けて、地域のキーパーソンとして、協会の専任職員が障害者のスポーツ環境整備にかかわることを期待したい。

5. 障害者のスポーツの日常化

JPSAの障害者スポーツセンター協議会に加盟している障害者スポーツセンターは26カ所、SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2015」では障害者スポーツ専用・優先施設が全国に139カ所あるとしている。これだけでは地域の障害者の受け入れは難しく、公共スポーツ施設や民間のスポーツセンターの受け入れが不可欠になってくる。また、すでにスポーツ庁が実施している特別支援学校の拠点化もさらに重要性を増してくるであろう。障がい者スポーツ指導員資格を取得できる認定校が平成29年度時点で全国に181校あるが、すでに地域の触れ合いの場としての機能を果たしている学校では、障害者との触れ合いを積極的に進める中で、学生が在学中から障害者と触れ合うことの意味、その役割などについて実際に肌で感じる機会を提供できる可能性を持っている。

イギリスでは、イングランド障害者スポーツ協会(The English Federation of Disability Sport: EFDS)が、障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)の水準を満たし、障害者の受入れを促進するための指針として、スポーツ施設に対する「Inclusive Fitness Initiative (IFI)」プログラムを展開している。IFIは、講習会やオンラインでの情報共有を通じて、各スポーツ施設における障害者利用促進を目的に、プログラムの一環として「IFIマーク」の認定を行っている。IFIマークは、3年に一度、公共スポーツ施設において、交通の利便性、設備、活動内容など、障害者の使いやすさを基準に評価を行っており、準備(Provisional level)、登録(Registered level)、優良(Excellent level)の3つのレベルに分類される。このような認定制度を、障害者スポーツ施設、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設、特別支援学校、認定校などを対象に適用することができれば、地域の障害者が自分自身でスポーツできる場を確認でき、身近な施設でのスポーツへのアプローチが可能

となるであろう。

障害者スポーツを“する”、“ささえる”の観点から、“みる”障害者スポーツの関心を高めることも重要となる。ヤマハ発動機スポーツ振興財団「テレビメディアによる障害者スポーツ情報発信環境調査」では、地上波テレビ放送をパラリンピックの大会ごとにみると、北京大会(約 57 時間)、ロンドン大会(約 78 時間)、リオ大会(約 234 時間)と、急増していることが分かる。2020 年東京大会では、さらなる放送時間の増加は想像に難くないが、2021 年以降もその盛り上がりを維持していくのが望ましい。理想は、障害者スポーツを「国民的教養」の領域まで昇華させることである。ほとんどの国民がバスケットボールを知っているように、車いすバスケットボールについても同様の状態になることが望ましい。2020 年東京大会のレガシーの本来の目的とは、障害者スポーツのイベント開催、交流、理解啓発で終わりではなく、2020 年をきっかけに、社会の制度や仕組みを変革して、国民の認識、社会的構造を変えていくことにあるのではないだろうか。障害者が当たり前スポーツ施設に行き、当たり前仲間とスポーツを楽しむ。そんな光景を日本のスポーツ施設で日常的にみるのが、本当の意味での共生社会と言えるだろう。